

平成 27 年 6 月 1 日
大阪府内建築行政連絡協議会

「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した
建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の取扱いについて

大阪府内建築行政連絡協議会においては、平成 18 年 5 月 31 日付け「既存建築物の増築等における法適合性の確認取扱要領（以下、「取扱要領」という。）」を制定し、既存建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の法適合性の確認を行っているところです。

また、平成 26 年 7 月に国土交通省より、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」が発出されました。

この「ガイドライン」について、当協議会として、下記の通り取扱うこととします。

記

1. 調査者について

「取扱要領」では現況調査を行う調査者として、建築士資格を有する建築士事務所を想定していたが、今般「ガイドライン」において、法適合調査を行う調査者として指定確認検査機関が挙げられたことより、「取扱要領」においても同機関が調査者となることを可とする。

2. 調査項目、調査方法

調査項目、調査方法については、「取扱要領」による。

3. 調査書等の様式

調査書等の様式については、「取扱要領」による。

なお、各特定行政庁の本件にかかる手続きの流れ（取扱要領 P 4 参照）については、従前のとおりです。

また、具体の事案にかかる調査項目、調査方法につきましては、調査者より各特定行政庁にご確認ください。

以上